

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び  
提供に関する条例の一部を改正する条例（案）  
について

平成28年12月

小 金 井 市





## 目 次

- 1 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（案）についての意見を募集します…………… 1
- 2 意見募集の背景について…………… 1
- 3 意見募集の内容について…………… 2

## 1 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（案）についての意見を募集します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）が、平成27年10月5日に施行され、平成28年1月から税や社会保障の手続において個人番号（以下「マイナンバー」といいます。）の利用が開始されました。

マイナンバーは、番号法で規定されている事務（以下「法定事務」といいます。）に加え、地方公共団体が社会保障・税・災害対策分野の事務であって条例で定める事務（以下「独自利用事務」といいます。）において利用できるとされています。

本市では、小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（以下「利用条例」といいます。）を平成27年11月に制定し、平成28年7月から5つの事務を対象に独自利用を開始しています。この度、新たに3つの事務を独自利用事務として追加する方針といたしましたので、小金井市市民参加条例第15条の規定に基づき、利用条例の一部を改正する条例（案）について、市民の皆さんの意見を募集します。

## 2 意見募集の背景について

マイナンバー制度は、住民票に登載されている全ての方を対象に固有の番号を割り当てて、複数の機関に存在する個人の情報が同一人についての情報であると確認することができるようにする仕組みです。

マイナンバー制度を利用することで、各種申請手続における証明書類の添付を不要とし、事務の効率化に繋げることを予定しています。この取扱いは平成29年7月より法定事務において開始予定ですが、市が独自の事務を条例で定め、マイナンバー制度を利用することもできます。

このたび市では、以下の3つの事務を新たに独自利用の対象とし、マイナンバーの利用を条例で定める方針としました。

### 【独自利用事務選定の考え方】

本市においては、次の内容を勘案の上、独自利用事務の選定に当たることとしてきました。

- (1) 個人情報保護委員会規則により定める事務であること（文末参照）
- (2) 上記(1)のうち、多摩26市の大半において利用が見込まれる事務
- (3) 他情報保有機関との間で情報連携がなされないことにより、著しく市民サービスの低下が見込まれる事務

今回新たに候補とした3事務は、障がい等により申請等の負担がより大きいと想定される方への一定の配慮を含め選定されたものであり、いずれも心身に障がい等のある事務対象者の手続きに係る申請時の負担軽減につなげようとするものです。

**【今回マイナンバーの独自利用を開始したい事務】**

No.	事務	事務主管課
1	心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務	自立生活支援課
2	精神通院医療費の助成に関する事務	自立生活支援課
3	地域生活支援事業に関する事務	自立生活支援課

これらの事務では、現在は転入した方又は住民票が他区市町村にある方について、課税証明等を必要としています。

マイナンバー制度を利用することにより、対象の方は課税証明等を取得する手続・費用が不要になります。また、市の事務も効率化できると見込んでいます。

### 3 意見募集の内容について

上記により、新たに利用条例に加わる内容は以下のとおりです。

- (1) 3つの事務においてマイナンバーを利用できるようにすること

※これにより、申請書面でのマイナンバーの記載及び受付時のマイナンバーの提示をお願いすることになります。

- (2) 3つの事務を実施するに当たり、マイナンバーを利用して庁内外と情報のやり取りをできるようにすること

※庁内での情報のやり取りは現在もマイナンバーを用いずに実施しておりますが、制度上マイナンバーの利用と見なされるため、定めるものです。

以上の内容に対して、市民の皆さんの御意見を募集いたします。

《個人情報保護委員会規則により定める事務》

個人情報保護委員会は、マイナンバーを含む個人情報の適正な取扱いを確保するために設置された、行政機関から独立した委員会です。同委員会が地方公共団体に対してヒアリングを実施し、多くの地方公共団体において条例等の規定により一般的に実施される社会保障・税関係事務であると認められた事務が該当することになります。